

1. 開催日時及び場所

(1) 開催日時 令和4年6月11日(土) 午前9時30分～11時30分

(2) 開催場所 大泉名水会事務所

2. 出席者 理事 須藤 稔 小島 周一 根津 隆正 水野 宏 安島 敬
監事 神宮 孝一

3. 決議事項

議案第1号 大泉名水会維持分担金算定表改訂の件

議案第2号 一般財団法人大泉名水会の定款（草案）・会員規約（草案）等への
パブリックコメント募集の件

4. 報告事項

報告第1号 理事長の職務執行状況（4月～5月）の報告

報告第2号 正門前私道整備工事推進状況の報告

報告第3号 一般財団法人大泉名水会立上時貸借対照表のイメージについて

報告第4号 滅菌室残留塩素計の更新構想について

5. 議事の経過の要領及びその結果

安島執行理事から、本日の理事会は定足数を満たしているので適法に成立する旨
告げたのち、議長の水野理事長が、配布資料(議案等)の確認をした後、審議に入っ
た。

・議案第1号 大泉名水会維持分担金算定表改訂の件

議長より、本議案について説明を求めたところ、水野理事長から、以下の提案
がなされた。

・現行分担金算定表（2ヶ月用）は上限水量が200立方メートルとなっている。

現状の上限大口利用者は150立方メートル程度ではあるが、将来の可能性に備え、

これに200立方メートル以上は一律300円/1立方メートルを追加表記したい。

議長が本議案について決議を求めたところ、異議はなく、出席理事満場一致で
可決決定した。

・議案第2号 一般財団法人大泉名水会の定款（草案）・会員規約（草案）等への
パブリックコメント募集の件

議長より、本議案について説明を求めたところ、水野理事長から、以下の提案
がなされた。

・会員規約は一般財団法人大泉名水会と会員との間の契約関係を規定する最重
要ルールであるので制定にあたっては、回覧方式（6月末より）で広く会員
各位のご意見を伺い、会員意思を反映した規約に仕上げていきたい。

- ・国のモデル定款に準じて制定する一般財団法人大泉名水会定款やその他諸規則・諸規程・諸内規・マニュアルは、別途名水会ホームページに掲載して、広く会員各位からの意見募集を図りたい。

議長が本議案について決議を求めたところ、異議はなく、出席理事満場一致で可決決定した。

6. 報告事項

- ・報告第1号 理事長の職務執行状況（4月～5月）の報告

議長が理事長の職務執行状況の報告を求め、水野理事長から配布資料に基づき、4月：定時理事会（9日）班長連絡会（10日）、5月：定時評議員会（8日）・臨時理事会（15日）の招集・議決結果等の報告がなされた。

本件について、議長が質問を促したところ、特段の意見はなく、報告は了承された。

- ・報告第2号 正門前私道整備工事の推進状況の報告

議長より、根津理事に本工事の推進状況の報告を求め、同理事から以下の報告がなされた。

- ・給水スタンド前の土間撤去・舗装を含め業者から提出のあった見積は、

① アスファルト舗装の場合は250万円、②透水性舗装の場合は270万円。

私道整備に賛意を得られていない住民宅との境界線に沿って境石（約16メートル）の敷設（工事費約10万円）も検討している。工事費は練馬区の助成制度で9割は区が負担してくれるが、関係住民全員の同意が必要。

- ・工事は地下水槽清掃作業終了後の10月末を予定。工期は5日程度。

本件について、議長が質問を促したところ、私道は相当程度傷んでいる何としても工事着工に向けて最大限の努力をすることを確認し合い、報告は了承された。

- ・報告第3号 一般財団法人大泉名水会立上時貸借対照表のイメージについて

議長より、本件報告を求め、水野理事長から、配布資料に基づき、資産の部【流動資産（現金・預金）＋固定資産（特定資産＋長期預金＋その他固定資産）】＝負債の部【施設更新引当金】＋正味財産の部【設立時正味財産】の具体的な計数イメージを取り纏めてみた。今後税理士等専門家のコンサルを受け、設立時貸借対照表を確定していく旨の報告があった。

本件について、議長が質問を促したところ、特段の意見はなく、報告は了承された。

- ・報告第4号 滅菌室残留塩素計の更新構想について

議長が、安島執行理事に本件報告を求め、同理事から以下の報告がなされた。

- ・前月の職務執行状況報告で当該機器の更新の必要性を説明した。メーカー点検（5/24）の結果、センサー部の金製部品の分解清掃で1年程度は正常稼働

が見込めるがそろそろ限界との診断があった。測定に必要な水量が1.5ℓ/分と多いがパイプ交換工事が不要とコストパフォーマンスが高いRC100A（現行機の後継、約50万円）に更新する方向で検討を深めたい。

本件について、議長が質問を促したところ、特段の意見はなく、報告は了承された。

7. その他

議長が、神宮監事に対して、草案作成中の定款・経理規程等について意見を求めたところ、下記の通りのアドバイスがあり、水野理事長が検討を約した。

- ・一般財団法人においては、適用する会計基準（企業会計基準又は公益法人会計基準）は自由に選択できるが、例えば、企業会計基準での損益計算書は、公益法人会計基準では正味財産増減計算書となるので、予め適用すべき会計基準を選択してから、当該基準に則った用語とした方が分かり易い。

以上をもって議案の審議等を終了したので、11時30分、議長は閉会を宣した。

令和4年6月13日

代表理事	<u>水野 宏</u>	
執行理事	<u>安島 敬</u>	
理事	<u>小島 周一</u>	
理事	<u>根津 隆正</u>	
理事	<u>須藤 稔</u>	
監事	<u>神宮 孝一</u>	